

vol.44 こんにちは！  
消費生活相談員です

## 「突然自宅で契約した新聞購読契約はクーリングオフ!!」

**【事例】** 3日前の夜、いきなりアパートの玄関をノックされたのでドアを開けた。男性が立っており、「新聞を読むと世界の経済情勢がよくわかる。今ならおまけとして洗剤をたくさんつける」と誘われたので、契約して洗剤をたっぷりもらった。でも、今朝、「やはり新聞を読むことはできない。解約したい。」と思ったが、洗剤はもう使ってしまった。(21歳・男性)

**【対処法】** ①訪問販売で契約しているので、契約書をもらった日から8日の間は、特に理由がなくてもクーリングオフができます。②契約書を見ながら、はがきに「契約解除通知」を書きましょう。③洗剤は残っているだけを返せばよいでしょう。④はがきの書き方がわからないときは、企画課の窓口で問い合わせて下さい。

※何か問題が起こったら、企画課の消費相談窓口で相談しましょう。

平日：役場企画課 TEL 82-1115 土・日：鳥取県消費生活センター TEL 0859-34-2648

1  
8  
8

※困った時には、消費者ホットライン。局番なしで

イ ャ ゃ  
**1 8 8**

「泣き寝入りは イヤや！」に電話してください。

これまでの 0570-064-370 也使えます。



名島ゆかり  
相談員